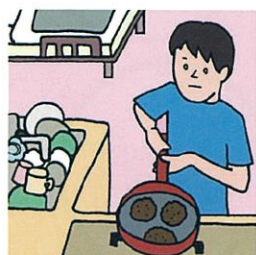


知ってほしい、ヤングケアラーのこと。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

令和2年3月、埼玉県で全国初となる「埼玉県ケアラー支援条例」が制定されました。

この条例では、全てのケアラー（介護者等）が個人として尊重され、多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう、社会全体で支えていくことを理念としています。

自分自身がヤングケアラーであることを自覚していない、あるいは、周囲に相談できない子どもや若者がいます。

「家族のために頑張っていて、負担がかかっているかな?」と思いあたる子どもや若者に気づいたら、ご相談ください。

久喜市や久喜市教育委員会等と連携して対応していきます。

調査したうち・・・

約3割の高校生が「毎日ケアをしている」
約2割の高校生が「ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる」と回答しました。

※2020年7月埼玉県ヤングケアラー実態調査より
(埼玉県内の高校2年生 約55,000人対象)



社会福祉法人 久喜市社会福祉協議会

本 所 / 久喜市青毛753-1 ☎0480-23-2526

菖蒲支所 / 久喜市菖蒲町新堀38 ☎0480-85-8131

栗橋支所 / 久喜市間鎌251-1 ☎0480-52-7835

鷺宮支所 / 久喜市鷺宮6-1-1 ☎0480-58-9131